

水利施設管理強化事業（特別型＜渇水・高温対策＞）

1 事業の趣旨

水稻の生育被害のリスクが高まっている地域の渇水・高温対策について、用水管理の諸経費を支援します。

2 事業内容

渇水及び高温対策に要した費用

※通常の管理業務と区分できる経費が対象

※水利施設管理強化事業（一般型）の対象施設に要した経費は除く

【渇水対策の例】

・渇水時の応急ポンプ等の調達・設置・運転費用

【高温対策の例】

・番水、深水管理等に要した人件費、ポンプ運転経費



応急ポンプの設置・運転



番水による用水の反復利用の状況

3 事業対象者

施設管理者（土地改良区、農業水利組合、ため池管理組合等の農業用水の管理と利用を目的とする団体で、個人は対象外）

4 事業実施主体

市町村

5 補助率・負担区分

定率補助 ＜国 1/2＞ ※補助率は今後変更となる可能性があります

6 事業実施期間

令和7年度のかんがい期間（令和7年8月1日以降分が対象）

7 事前相談等について

- (1) 事前相談窓口（担当：奥州市農林部農地林務課農村整備係 電話：34-1579 34-1762）
- (2) 実施内容について（事前相談の際、着手時期、内容をお聞きします。）
- (3) 申請・実績報告について（事前相談の際、手続きについてお知らせします。）
- (4) 補助金交付について（事前相談の際、手続きについてお知らせします。）

8 参考

農林水産省：プレスリリース

[農林水産省渇水・高温対策本部の設置と農業用水対策の支援について：農林水産省](#)